

# 白井市教育委員会会議録

## ○会議日程

平成29年3月7日（火）

白井市役所4階第1会議室

1. 教育長開会宣言

2. 会議録署名人の指名

3. 前回会議録の承認

4. 委員報告

5. 教育長報告

6. 議決事項

議案第1号 白井市教育委員会会議規則の制定について

議案第2号 白井市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

議案第3号 白井市社会教育委員会議運営規則の一部を改正する規則の制定について

議案第4号 白井市学習等供用施設の指定管理に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

議案第5号 白井市学習等供用施設の指定管理に伴う関係規程の整理に関する訓令の制定について

議案第6号 白井市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第7号 白井市教育委員会バス「教育号」運行規程を廃止する訓令の制定について

議案第8号 白井市文化団体協議会の主催事業に係る文化会館の予約及び施設使用料の取り扱いについて

議案第9号 平成29年度公立小学校における少人数学級の対応について

7. 報告事項

報告第1号 平成28年度教育費補正予算（第5回）について

報告第2号 平成29年度教育費当初予算について

報告第3号 準要保護児童・生徒の認定について

8. その他

---

## ○出席委員等

教育長	井上 功
委員	石亀 裕子
委員	小林 正継
委員	高城 久美子
委員	川嶋 之絵

## ○欠席委員等

なし

---

○出席職員

教育部長	染谷 敏夫
教育部参事	小松 正信
学校教育課長	小野 義勝
生涯学習課長	鈴木 栄一郎
書 記	武藤 善勇
書 記	品川 太郎

午後 2 時 0 0 分 開 会

○教育長開会宣言

- 井上教育長 これから、平成 29 年第 3 回白井市教育委員会定例会を開会します。  
本日の出席委員は 4 名です。教育長の私を合わせると、本日の出席は計 5 名です。  
議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。
- 

○会議録署名人の指名

- 井上教育長 会議録署名人の指名をいたします。  
石亀委員と川嶋委員に署名をお願いします。
- 

○前回会議録の承認

- 井上教育長 前回の会議録の承認を行います。訂正等がありましたらお願いします。
- 川嶋委員 3 ページ、私の発言ですが、大体中段あたりのところですけど、ボール蹴りだけでなく、ごっこ遊びもできますしの次の部分です。  
「施設」ではなくて「季節」です。季節の遊びもできますしというところで、その部分の訂正をお願いします。
- 井上教育長 訂正をよろしくお願いします。  
ほかにありますか。よろしいですか。  
[「はい」と言う者あり]
- 井上教育長 それでは、次に進みます。
- 

○委員報告

- 井上教育長 次に委員報告を行います。各委員からお願いします。
- 川嶋委員 2 月 13 日と 27 日に、中木戸公園競技場広場放課後子ども教室に参加してまいりました。毎回、来る子がほぼ決まっていますが、低学年の児童が友達と遊ぶ約束をして、大きなゴールとフィールドで伸び伸びとサッカーを楽しんでいる姿が見られます。きっと学校では狭いというか、たくさんの児童数、遊ぶには狭い校庭でボールを思い切り蹴れるほどの環境ではないでしょうし、やはり高学年と混じって遊ぶには、体格の差もあるでしょうから、中木戸公園で思い切りボール蹴りをやれることの意義は十分にあるのかなと感じながら、子供たちの遊びを見えています。  
ただ、あの広い競技場で、毎回大体入れ替えはありますが、10 名程度の子供が遊びに来てくれますけど、それを私も含め 4 名の大人が見ているという状況は、ちょっと寂しいなと感じます。10 名程度の子供が遊ぶのであれば、校庭サイズで十分だと思いますし、その辺がコーディネーターとして、約 1 年関わってきて、公共施設で実施することのメリットやデメリットとか、また、この事業の周知の難しさや内容の検討などの必要性を感じています。やるからには、効果が上がるようしっかりと骨組み作りをする必要があると感じているところです。以上です。
- 井上教育長 ありがとうございます。  
ほかにございますか。よろしいですか。  
[「はい」と言う者あり]

---

○教育長報告

○井上教育長 それでは、私から教育長報告を行います。

2月11日土曜日、文化会館なし坊ホールで行われた文化団体協議会主催事業、白井市民をステージに見学させていただきました。小学校2校の演奏もありましたし、また、市民の方々がゴスペルを歌っていらっしゃいましたが、文団協の事業として盛会に行われたと思っております。

2月12日日曜日、スポーツ少年団学年末卒団式ということで、併せて駅伝大会が行われました。スポーツ少年団の児童が卒団するというので、卒団の記念行事となっております。

2月25日土曜日、市民大学校の卒業式に出席しました。それぞれの分野で1年間、もしくは2年間、市民大学校で勉強されて、代表の方が1年間、2年間の成果と御礼の話をされていて、その中で取り組みの内容が感じられて、感慨深いものがございました。

教育長報告については、以上でございます。

委員報告及び教育長報告について、何かご質問等がありますか。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

---

○非公開案件について

○井上教育長 続きまして、非公開案件についてお諮りします。

報告第3号「準要保護児童・生徒の認定について」、これは個人に関する情報であるため、非公開がよろしいかと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、報告第3号については非公開とします。

これから議事に入ります。公開案件から先に行います。

---

○議案第1号 白井市教育委員会会議規則の制定について

○井上教育長 議案第1号「白井市教育委員会会議規則の制定について」、説明をお願いします。

○染谷教育部長 議案第1号「白井市教育委員会会議規則の制定について」、ご説明いたします。

本案につきましては、白井市教育委員会定例会及び臨時会に係る会議の運営を見直すため、新たに規則を制定するものでございます。

平成27年4月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとされたことから、平成28年10月1日から新たな教育委員会制度の下で、教育長が教育委員会会議の議事運営を行っております。

今後は、会議における教育長及び教育委員による活発な議論等により、会議のさらなる活性化を図るため、会議の議事進行については、教育長が指名する委員に会議の議事進行を行わせることができるように、規則の改正を行うものです。

また、会議の議事運営について、詳細に規定を定めることにより、円滑な議事運営を行うため、所要の改正を行うものでございます。

裏面をご覧ください。

1ページになりますが、白井市教育委員会会議規則。白井市教育委員会会議規則の全部を改正する。

これは、現行の白井市教育委員会会議規則の全部を改正することから、新たな白井市教育委員会会議規則を制定するものです。

8 ページ以降の新旧対照表をご覧ください。この資料により、説明をさせていただきます。

今回の会議規則については、条文が 30 条を超えることから、新たに目次を設定しております。

第 1 章、総則、第 1 条から第 7 条。第 2 章、議事日程、第 8 条から第 10 条。第 3 章、会議、第 11 条から第 29 条。第 4 章、請願及び陳情、第 30 条から第 33 条。第 5 章、会議録、第 34 条から第 37 条。第 6 章、雑則、第 38 条及び第 39 条の六つの章に区分しております。

また、分かりやすくするようにということで、今回から各条文に見出しを付しております。

それでは、各条文について、順次、説明をさせていただきます。

第 1 条の趣旨は、この規則は地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定するものを除いて、白井市教育委員会の会議に関し、必要な事項を定めることとしたものでございます。

第 2 条の会議の招集は、新たに規定するもので、会議開催の日時及び場所並びに付議する案件をあらかじめ委員に通知して行うこと及び会議の招集を行った場合には、直ちに会議開催の日時及び場所並びに会議に付議する案件を告示することなどを規定しています。

第 3 条の会議は、第 1 項から第 3 項までは、改正前の規定をより具体的に改正したもので、会議は定例会及び臨時会とすること及び定例会は毎月第 1 火曜日に開くこと、ただし、その日が休日に当たるときは、翌日に繰り下げることなどを規定しています。

第 4 項は、法改正により新たに規定するもので、臨時会は教育長が必要と認めたとき、または法第 14 条第 2 項の規定に基づき、会議の招集の請求があったときに招集することを規定しています。

第 4 条の会期は、新たに規定するもので、定例会及び臨時会の会期は 1 日間とすること、会期中に議事を終わることができないとき、または特別の必要があるときは、会議の議決により会期を延長することができることを規定しています。

第 5 条の議案の発議は、新たに規定するもので、委員は議案を発議することができること、委員が議案を発議しようとするときは、その案を添え、理由を付し、教育長に提出しなければならないことを規定しています。

第 6 条の欠席等の届出は、改正前と同様に、委員は欠席しようとするとき、または定刻までに出席することができないときは、開会前までに教育長に届け出なければならないことを規定しています。

第 7 条の議席の指定は、新たに規定するもので、委員の議席は教育長が指定すること、議席には氏名標を付することを規定しています。

第 8 条の議事日程は、新たに規定するもので、教育長は議事日程を作成し、あらかじめ委員に配布すること、議事日程には会議開催の日時、会議に付議する案件及びその順序を記載することなどを規定しています。

第 9 条及び第 10 条の議事日程の変更等は、新たに規定するもので、教育長が必要と認めたとき、または委員の動議があったときは、教育長は会議に諮って議事日程の順序を変更し、または他の案件を議事日程に追加することができるよう規定するとともに、議事日程に記載した案件について、会議を開くことができなかつたとき、またはその議事を終わることができなかつたときは、教育長は次の会議の議事日程に記載しなければならないことを規定しています。

第 11 条の開会及び閉会は、新たに基本的な会議時間等を規定するもので、会議は午後 2 時に開き、

午後5時までに終わるものとする事、教育長が必要と認めたときは、変更することができるよう規定しています。

第12条の開会等の宣告は、改正前と同様に、開会、閉会、延会、中止及び休憩は、教育長が宣告することを規定しています。

第13条の会議の公開は、新たに規定するもので、法改正の趣旨を考慮し、会議は公開すること、教育長または委員の発議により出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができるよう規定しています。

第14条の職員の出席は、新たに規定するもので、教育長は必要に応じて事務局の職員を会議に出席させること、会議を非公開とするときは、教育長の指定する職員以外の者を退席させることを規定しています。

第15条の議案の配布は、新たに規定するもので、教育長は議案その他の書類を作成し、あらかじめ委員に配布すること、緊急を要するもの及び秘密を要するものは、この限りでないことを規定しています。

第16条の議題の宣告は、新たに規定するもので、教育長は案件を議題とするときは、その旨を宣告しなければならないこと、必要と認めたときは、一議案を分割し、または数件を一括して議題とすることができることを規定しています。

第17条の議案の朗読は、新たに規定するもので、教育長は議題とした議案を職員に朗読させること、便宜上その朗読を省略させることができることを規定しています。

第18条の議案の説明等は、新たに規定するもので、教育長は議題となった議案について、提出者の説明を求め及び採決に入る前に、委員に質疑の機会を与えなければならないことを規定しています。

第19条から第21条の発言は、改正前と同様に、発言しようとする者は教育長の許可を受けなければならないこと、2人以上の者が同時に発言を求めたときは、教育長は先に発言を求めたと認める者を指名して発言させること及び一議題の審議中は他の議題について発言することはできないこと、さらに質疑が容易に終わらないとき、または論旨が尽きたと認めたときは、質疑または討論の終結を宣告することができることを規定しています。

なお、第20条第2項及び第3項は、新たに規定するもので、教育長は発言の内容が議題の趣旨に反すると認めたときは、これを制止することができること、議事進行上必要と認めたときは、発言の時間を制限することができることを規定しています。

第22条の動議は、改正前と同様に、教育長及び委員は、議案の修正及び議事の運営に関する動議を提出することができること、動議は1人以上の賛成者をもって議題とすること、ただし、議事運営に関する動議は直ちに議題としなければならないこと、議題となった動議は、会議の議決がなければ、これを修正し、または撤回することができないことを規定しています。

第23条の一時不再議は、新たに規定するもので、会議で否決された案件は、同一会期中は再び提出することができないことを規定しています。

第24条の採決は、改正前と同様に、教育長は採決するときは、採決に付する議題を宣告しなければならないこと、会議に出席している教育長及び委員は、採決に加わらなければならないことを規定しています。

第25条の採決の順序は、改正前と同様に、修正案を先とし、原案を後とすること及び数個の修正

案があるときは、教育長が採決の順序を定めること、この場合において、教育長はその趣旨が原案に最も遠いものから、順次採決に付することを規定しています。

第26条の採決の方法は、改正前と同様に、採決の方法は挙手または無記名投票とすること、教育長は議題に対する異議の有無を諮り、異議のないときは直ちに可決の旨を宣告することができることを規定しています。

第27条の投票は、新たに規定するもので、投票を行うときは、教育長は職員に所定の投票用紙を配布させなければならないこと、投票を点検して、その結果を宣告しなければならないこと、必要と認めるときは、委員1名を立会人に指名して、投票の点検に立ち合わせることができることを規定しています。

第28条の継続審議は、新たに規定するもので、議事日程に記載した案件の議事を終わることができないときは、会議の議決により、その案件を次の会議に継続させることができることを規定しています。

第29条の議事の進行は、新たに規定するもので、今回の改正の主要な部分でございます。教育長は必要と認めるときは、第16条から第21条まで、第24条第1項及び第25条から第27条までに規定する職務を、その指名する委員に行わせることができることを規定しています。これにより、教育委員会会議において、教育長以外の委員が議事進行を行うことができることとなります。

また、今回の改正において、議事進行をやすくするために、その職務や議事の取り扱いなどを詳細に規定したところでございます。

第30条から第32条の請願は、新たに規定するもので、教育委員会に請願しようとする者は、文書をもって請願の趣旨、提出年月日並びに請願者の住所及び氏名、法人の場合は名称及び代表者の氏名を記し、押印の上、教育長に提出しなければならないこと、請願は、会議において採択または不採択を決めること、委員会が採択した請願で、教育長において措置することが適当と認められたものについては、教育長は処理の経過及び結果を会議に報告しなければならないことを規定しています。

第33条の陳情は、新たに規定するもので、文書による陳情で請願として取り扱うことが適当であると認められるものについては、請願の例により処理することを規定しています。

第34条の会議録の作成は、改正前と同様に、会議録は教育長の指定する職員にこれを作成させること、会議録は、会期終了後、速やかに作成しなければならないことを規定しています。

第35条の会議録の記載事項は、改正前と同様に、（1）開会及び閉会に関する事項、（2）会議に出席した教育長及び委員の氏名、（3）会議に出席した職員の氏名、（4）議題及び議事の要旨、（5）教育長及び委員の報告事項、（6）その他教育長または会議において必要と認めた事項を記載しなければならないことを規定しています。

第36条の会議録の署名は、改正前と同様に、会議録には教育長が指名した委員2名及びこれを調製した職員が署名することを規定しています。

第37条の会議録の公表は、改正前と同様に、教育長は第34条の規定により会議録を作成したときは、非公開に関する記録を除き、一般の閲覧に供するとともに、市のホームページへの掲載その他適当な方法により、会議録を公表することを規定しています。

第38条の傍聴は、新たに規定するもので、会議の傍聴については、白井市教育委員会会議傍聴人規則で定めることを規定しています。

第39条の補則は、改正前と同様に、この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、教育長が会議に諮って決定することを規定しています。

議案に戻りまして、7ページをご覧ください。

附則については、この規則は平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

○井上教育長 ありがとうございます。

議案第1号について、何かご質問等がありますか。

○小林委員 第29条では、教育長が委員に、いわゆる司会進行の代行をさせることができるということで、ここで定めている第16条から第21条、第24条第1項、第25条から第27条までに規定する職務を行わせることができるということですね。これが、いろいろなところで教育長の許可を得なければならないとかそういうことかなと思いますけど、会議を進行していく段階で、普通に司会誰々、委員さんが進めていって、例えば教育長が、それはちょっとまずいというようなことがあった場合には、どうなりますか。

○染谷教育部長 ここで議事進行を委任される部分かと思います。各条項の中で、教育長と規定している部分は、委任された委員がその職務を行うこととなりますので、基本的には、議事進行を司る議長の職に在る委員が、その判断をこの条項に基づいて行うということでございます。

そのほか、法で規定されたものについては、教育長が決めるということとなりますので、あくまで教育長に委任された条項は、議事進行を行う委員に与えられるということになります。

○井上教育長 ほかにございますか。

○石亀委員 とても細かく規則が決められているという印象です。

まず、会議定例会は毎月第1火曜日に開くと、これは前にも決められていたことですが、休日の場合は、その翌日に繰り下げると、細かく決められていますね。日程の開催に関しては、委員が全員出席できる日というのが一番望ましいことではないのかと思いますけど。多分、年間予定表が配られた時点で、委員は日程を調整するようにしているとは思いますが、翌日であるとか、その辺のところはもう少し緩くてもいいのかなという印象があります。

時間に関しても、第3章の会議、開会及び閉会に関する第11条ですけど、午後2時から午後5時までというくりができていまして、必要と認めるときは教育長が変更することができるということで、実質、今までと変わらないと受け止めてもいいのかなと思います。しかし、ここに書かれていると、ちょっとプレッシャーを感じるのと、一般市民がこの規則を見られますよね。これを見たときに、限られた中で、急いでということではないけど、長ければいいとも思っていませんが、その辺が余りにもきっちりされているという印象があって、急がなくちゃいけないという気持ちになってしまうところがあります。まず、その辺の融通感というか、その辺はどう受け止めたらいいですか。

○井上教育長 私から答えてもいいですか。

これは議事日程とか、全部教育長が定める、決めるとなっている訳ですけど、皆さんから、いろいろなご要望を伺って、この日がいいとか、それは私に言っていただければ、私が整理し変更して決めますので。いろいろなことを含めて、そういう考えでいいと思います。よろしいでしょうか。

○染谷教育部長 あくまで、ここで定めているのは基本的な部分で、日程を組みやすい、時間を設定しやすくするというので、基本のパターンです。それが祝日に当たったときは、翌日に繰り下げま

すと。そこも日程をおさえやすくするため、計画を立てやすいようにしています。

それから、第3項のところで、特別の理由があるときは変更できますと。時間についても同じです。ただし書きで定めています。これは教育長がおっしゃったように、委員さんから、その日は都合が悪い、その時間帯は都合が悪いということであれば、事前に事務局を通じて教育長と相談させていただきます。直接、教育長でも構いませんけれど、そこは日程調整、時間調整を従来と変わらずさせていただきます。基本的には、次回の日程調整、1月に行った会議の後、次回の日程調整で基本的には確認をして、変更がなければそのまま開催しますけれど、その間に変更があった場合には、申し出ていただくということで考えております。以上でございます。

○井上教育長 よろしいですか。

○石亀委員 あまり細かいことを書いていない方が逆にいいのかなと思います。規則というのは、という思いがあったので伺いましたが、調整しやすくするためにということですね。それはどうかなと思っています。書かないというのは、逆に今まででもいいのかなとか、ちょっと思いましたが、これは書くという方向ですよ。どうにでもなると、私たちはそういうふうに思いますけど、すごく形をやりやすくするというのと、そのように決めてしまっているという印象がすごく、どうやっていいのかわかりません。あまり細かく書いていない方がいいかなという感想です。でも、これはこういう形にする方がいいという判断でされているということですよ。皆さん、どうですか。

○染谷教育部長 日程については、従来とほとんど変わっていないと思います。翌日にするかどうかわかりません。あとは時間です。ここまで、細かく規定していいのかということですが、できるだけ計画的に定例会は実施していきたいということがありますので、今までも事前の了解の中で、年間を通して第1火曜日で、時間については午後からということで、基本的には午後2時からということでやって、今までも設定してきていますので、それを明文化して、定例会ですから、日時を調整しやすいということで定めたところがございます。従来と運用については変更ないと思いますけれど、定めるのかどうかについては、ここでご審議をいただいて、変更するのであれば、時間ですかね。ただ、年間を通して事前に調整しているの、その辺は書いてあってもいいかなと思います。

もう一つは、日程と時間以外ですね。教育長の提案で、より活発な意見交換をしていくということと並びますが、細かく、議長職になった方の進行しやすい形で、詳細に書かれています。なぜかという、どういうふうに決めるのかとその場でいろいろ聞いて行うより、事前に決められたスタイル、規定で取り扱おう。この規定は、市議会とほぼ同じ内容になります。決め方というのは、ほとんど全国的にも同じ取り扱いになっているので、それを明文化して、今回定めたものです。

規定を定めていないと、その都度、これはどうやっていくのかということになりますので、できるだけ詳細に定めている方が、各委員さんが議事進行するときしやすくなるということで定めさせていただきます。

○石亀委員 わかりました。例えば、午前中に会議時間を変えたりとか、今までにもありましたけど、その辺はこういう行事があるので、ここはこう変えた方がいいのかということ、ここに午後2時から午後5時と一応書いてはあるけど、その辺は今までと同様に相談をしてもいいということで、今までと変わることはないということですか。

○染谷教育部長 そのとおりです。多分、この後、3月に臨時教育委員会会議があると思いますけれど、年間のスケジュール表を提案して、それについて事前調整をした上で年間スケジュールを決めて

いきますので、そのところで大体決まっていくと思います。4月定例会までに、1年間のスケジュールについては、事前に委員さんにスケジュール表を配布して、チェックをしてもらって、不都合な場合は変更して、年間のスケジュールを決めていくということにしたいと思います。その都度、いろいろな行事が入ってきたり、都合が悪い場合には、先ほど説明したように、教育長なり、事務局を通じてご相談をいただければ、変更はしていきますということでございます。

それと、先ほど説明しましたが、どうしてこういう形にするのかということ、法改正により、会議の公開、透明性を高めなさいということがありますので、ある程度定型的な事項については、第1火曜日には教育委員会会議が基本的に開催するという形も事前に公表できると考えています。

**○井上教育長** ちょっと、先ほどの説明に付け加えさせていただきますけど、全体として、今回の改正の趣旨である教育長の権限を明確にさせたということがあります。権限を明確にしたということは、反対に責任も教育長にあると。会議のほぼ全てにわたって、その責任は教育長にあるということで、教育長という文言をたくさん使っている訳ですけど、ここをはっきりさせていると思います。

これは、モデルとなるような規則がありますよね。

**○染谷教育部長** モデルというか、他市の事例をよく参考にさせていただいて、印旛地域で大体同じような規則を持っています。ですから、今までの白井市の規則は、佐倉市とか、印西市とか、印旛地域の市とほぼ同じ並びだと思えます。東葛地域とか、千葉市とか、そちらに行くと、より条文が長く細かく規定しています。もっと細かい規定を持っている自治体もあります。それを参考にして、今回、議事進行を委員さんをお願いできる形で具体的に示したものです。これだけ示しておけば、議事進行はスムーズにいくだろうということで考えております。

**○石亀委員** はい、了解しました。教育長は、自ら責任がそれだけあるとおっしゃいました。そういう考え方もあるかなということですけど、自分が見たときに、責任はそうですけど、権限というか、すごく教育長側という言い方をすると、そちらに1点集中という印象をどうしても持ってしまいました。

自分たちは、もちろん今までと変わらず同じようにやっていきますけど、文章に書いてみると、そういう印象は、すごく感じるものがありましたので、教育長に責任があると同時に、自分たち委員も一生懸命やっていかないといけないと思います。逆にそういう印象も同時に受けましたので、責任と権限の感じ方だと思えますが、変わったなという感じを受けてしまいましたので、ちょっと伺ってみました。

**○井上教育長** ありがとうございます。

**○染谷教育部長** 確かに、教育長に権限が大分集中しているという印象はあると思いますが、ただ、今回の法改正でも、各委員さんによる教育長、事務局に対するチェック機能ということがありまして、委員が会議の招集を請求できるようになりました。これは、委員定数の3分の1以上の委員から、会議に付議すべき議題を示して、会議の開催を教育長に要求できるものです。これは、会議を開催しなければならぬことになりました。

それと、細かいところでは議案の発議です。委員さんの方から、議案を出したいということであれば、教育長に議案を提出することができます。それから、動議などについても追加をさせていただいて、会議あるいは教育長の権限というところでのチェック機能、あるいは委員さんの権限の強化というところも、この規則の中には入っております。

○井上教育長 よろしいですか。

あと1箇所です。自分が、議案を出している立場で申し訳ないですけど。

第12条では、開会、閉会、延会、中止及び休憩と規定しており、休憩まで教育長が宣言するのかがということがあります。この言葉は少し引っかかっています。第29条で、教育長が指名する委員に行わせることができる条文の中で、第12条は入っていません。議事を進行している、今度は議長になるとは思いますけど、そこも行わせてもいいのではないのかと思いますけど。どうですかね。

○石亀委員 私たちもあまり長く続くと、集中できないです。あまりにも踏み込んでいる場合です。そういうときには、すみませんが休憩してくださいということは言ってもいいですか。ということもありますけど。

○染谷教育部長 教育長の提案ですが、会議を主催するのはあくまで教育長になっていますので、この開会、閉会、延会、中止、休憩の部分は、基本的には議会でもそうですけれど、議員の方から休憩を求めたいときには、休憩の動議を出します。

その動議に賛成すれば、議長が暫時休憩なり、何時まで休憩という宣言をして、休憩をとるというような形になりますので、きちっとした会議にあっては、休憩まで含めて入っている状況です。

そこを少し緩くするというのであれば、休憩の部分は削除してもいいと思います。

○井上教育長 議会では、議長となりますよね。議長は議員の代表という形でやっているの、今回も、委員の代表で順番に議長となるので、例えば1教育長宣言となっていますけど、これは議長でもいいかなと思います。始めますとかというのは、毎回教育長でなくてもいいかなということがあったりしますが、どうですか。

○染谷教育部長 あくまで会議の開催は教育長が開催しますと。本日の議事進行については、何々委員さんをお願いしますということで、初めの宣言は、あくまで教育長です。議事が終わったところで、その他がなければ、最後は教育長で閉じますということです。

最初と最後の宣告は、教育長にお願いしたいと思います。

○井上教育長 わかりました。休憩は外しますか。

○染谷教育部長 休憩は、会議をやりやすい形でお願いします。

○井上教育長 どうですか。

○石亀委員 どちらでもいいですよ。

○井上教育長 休憩までしるということに、ちょっと違和感があります。

○石亀委員 教育長と議長というのは違ってきますか、書き方について。教育長と議長という主語が違うと、意味合いが全然違ってきますか。

○井上教育長 それは、第29条で全部そっくり変えます。議長はと読み替えられるので、この場面のところですか。それで大丈夫かと思います。

○石亀委員 わかりました。

○高城委員 今の第12条に関することですが、自分が体調悪くなったときに、休憩以外に退席したいとき、そういうときは何と言って退席したらいいですか。

○染谷教育部長 教育長に対して、少し席を外しますとか、そういうことで言っただけだと思います。

○高城委員 大丈夫ですか、ありがとうございます。

○井上教育長 そのときは、議長をやっている委員をお願いします。

いろいろな意見がたくさん出ていいと思います。ほかにありますか。

○小林委員 聞いておきたいことがあります。請願及び陳情というのは、今回、規則に入りましたよね。以前は規則に細かい定めがなく、いろいろと案件があつて問題になっていましたけど、そのときは、どのような取扱いでやっていましたか。

○染谷教育部長 現行の規則では、第10条に定めがあります。請願及び陳情ですが、これは形式を何も定めていなかったものです。請願または陳情があつたときは、教育長の許可する時間内において事情を述べることができるという規定だけです。これだと書面で出すのか、あるいは会議に出席を求めて、陳情または請願事項を述べるだけで終わってしまうのかということがありますので、それをしっかりとした形式を持って提出した上で、必要があれば出席を求めて事情を聞きますけれど、基本的には請願書をもって、この教育委員会会議で採決するというところで定めたいと思っています。

○井上教育長 よろしいですか。

○小林委員 わかりました。

○井上教育長 ほかにありますか。

○石亀委員 記憶があやふやで申し訳ないですけど、委員会に出席できる者として、どこかで見たような気がしましたが、議題に委員の誰かが含まれているときは出席できない、参加できないとかというのは、別のことですか。以前に、何かそのようなことが書いてあつたのをどこかで見ましたけど。

○染谷教育部長 恐らく、法で規定していると思います。

○石亀委員 これは法とは違う、別ですか。

○染谷教育部長 法で定めている規定は、基本的にはここに落とし込んでいません。ですから、従来の規則でいうと、第15条、これは法に反した規定になっているものです。可否同数の場合は、次回に引き続き審議するとなっていますけれど、これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第4項の規定では、可否同数の場合は教育長が決すると定めています。ですから、この条文は削除しました。そういうことで、基本的な部分は法律で規定しております。過半数の出席がなければ、会議を開くことができないとかでございます。

○井上教育長 これより上の法律ですね。

○染谷教育部長 確かにあります。法第14条第6項に、教育委員会の教育長及び委員は、自己、配偶者もしくは三親等以内の親族の一身上に関する事件、または自己もしくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができないということで、規定しています。

○石亀委員 それです。わかりました。

○井上教育長 法律で定めております。

ほかにいかがですか。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 たくさんのご意見をありがとうございました。

それでは、議案第1号についてお諮りします。

議案第1号について、先ほどの休憩部分に修正を加えて、決定するというところでよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長　そういうことでよろしくをお願いします。

議案第1号は、決定のとおりとします。

---

○議案第2号　白井市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

○井上教育長　議案第2号「白井市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について」、説明をお願いします。

○染谷教育部長　議案第2号「白井市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について」、ご説明いたします。

本案につきましては、教育号の廃止による教育総務課の事務分掌を見直すため、所要の改正を行うものでございます。

教育号については、既を取得から14年が経過し、バスの耐用年数が限界に近いこと、民間業者を含め運転手の確保が厳しい状況であること等を考慮し、平成29年3月31日をもって、廃止としたものでございます。

なお、来年度からのバスの運用については、運転手と車両を一緒に借り上げる方法によるものとしております。

裏面の1ページをご覧ください。

白井市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則。改正内容につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきます。

白井市教育委員会行政組織規則、別表第1、教育部の項、教育総務課の目、総務班の節中で13「教育号の運行管理」を「教育用バス」に改めるものでございます。これは、教育号という市所有のバスがなくなりました。ただし、バスの運行については、民間バスを借り上げて行いますので、その名称を教育用バスと改めて、今回改正をするものでございます。

議案に戻りまして、1ページの附則につきましては、この規則は平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○井上教育長　ありがとうございました。

このことにつきまして、ご質問等がありますか。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長　それでは、議案第2号についてお諮りします。

議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長　議案第2号は原案のとおり決定します。

---

○議案第3号　白井市社会教育委員会議運営規則の一部を改正する規則の制定について

○井上教育長　議案第3号「白井市社会教育委員会議運営規則の一部を改正する規則の制定について」、説明をお願いします。

○鈴木生涯学習課長　議案第3号「白井市社会教育委員会議運営規則の一部を改正する規則の制定について」、ご説明いたします。

提案理由でございますが、本案は、白井市社会教育委員会議の回数を見直しを行ったため、規則を改正するものでございます。

裏面をご覧いただきたいと思っております。右側に新旧対照表がございますので、併せてご覧いただきたいと思っております。

白井市社会教育委員会議運営規則の一部を改正する規則。白井市社会教育委員会議運営規則の一部を次のように改正する。

第3条第2項中、定例会は「年4回」を「年2回」に改めるものでございます。附則としましては、この規則は平成29年4月1日から施行します。

見直しの理由ですが、社会教育委員会議につきましては、社会教育に関わる事業計画であるとか、市の社会教育全般に関わる内容について、議論等を行っております。現在の実情を申し上げますと、公民館、文化会館、図書館、プラネタリウム館、郷土資料館においては、それぞれ審議会等が設置されております。その中で、それぞれの事業内容を審議、調査研究などを行っておりまして、それぞれの分野におきましての課題であるとか、それらの解決と、あと事業内容について検討をされている状況です。

このようなことで、これまでの社会教育委員会議が行っている内容を精査したところ、定例会については、年2回でいろいろな問題等について解決できるのではないかとということです。

また、緊急時の場合など、必要な場合には、臨時会議を開催することができることとしておりますので、社会教育委員会議の開催を合理的に行うことができますので、このような見直しを行い、回数を4回から2回への削減を図ったものでございます。

以上でございます。

**○井上教育長** ありがとうございます。

このことにつきまして、ご質問等がありますか。

**○石亀委員** 4回から2回ということは半分になってしまうということですけど、今後、定例会で話し合われるであろうという内容がどのように変わっていくのかということと、現場の委員さんはご存じなのか、そういう意見とか出ていたら教えてください。

**○鈴木生涯学習課長** 今後の会議ですけど、これまでも社会教育全般、社会教育事業、文化事業、スポーツ関係事業、公民館事業、これらについての年間の事業計画と事業の実績等を社会教育委員会議で報告して、併せてご意見等もいただいております。ただし、先ほど申し上げましたように、既に全体で了解されているところがございますので、その辺については重複をしてしまいますので、各分野での事業については、事業の報告等で済ますことができると思っております。

その際に、ご意見をいただければということで考えております。これは、年2回の会議で合理的に行うことができるのではないかと考えております。

あと、臨時の会議を行うことができますので、それは会議が開催できますように、会議に係る予算は持っているところでございます。

それから、社会教育委員の方々につきましては、これから会議の計画でございますので、その中でご報告をさせていただくことで考えております。会議を招集し、議題を細かく見つけることがなかなか難しいところがございますので、その中でも意見をいただきながら、議題を探す訳ですけど、現状では、全体の事業を見ていただく、実績報告等を見ていただく形で考えております。以上です。

○井上教育長 今のご質問について、社会教育委員さんから、年2回位でできるのではないかという意見が、これまでもあったのかという、ご質問かと思えますけど、それについてはいかがですか。

○鈴木生涯学習課長 社会教育委員さんから、そこまで細かく意見は出てはおりません。ただ、回数は減らしても事業内容について、委員の皆様からの意見は伺っていくことができると思います。

○小林委員 例えば、農業委員会ならば農地転用の審査とか、そのような審査するという事はあまりないですか。例えば、社会教育団体の認定とか、何かそういうものはないですか。

○鈴木生涯学習課長 そちらの認定審査については、社会教育委員会議では行っておりません。社会教育に関しまして、助言等をいただくような形が社会教育委員さんの主な役割になっています。

小林委員からご質問された認定に関しましては、公民館運営審議会において、意見を聞いた上で、社会教育認定団体として認定しているところでございます。

以上でございます。

○井上教育長 ほかにいかがですか。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第3号についてお諮りします。

議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 議案第3号は原案のとおり決定します。

○議案第4号 白井市学習等供用施設の指定管理に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

○井上教育長 議案第4号「白井市学習等供用施設の指定管理に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について」、説明をお願いします。

○鈴木生涯学習課長 議案第4号「白井市学習等供用施設の指定管理に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について」、ご説明いたします。

提案理由でございますが、本案は、白井市学習等供用施設が平成29年4月1日から指定管理者に管理運営が変更になることに伴い、規則の一部を改正するものでございます。

裏面をご覧ください。

初めに、白井市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例施行規則でございます。

それでは、新旧対照表が後ろから2枚目の右側に記載させていただいておりますので、併せてご覧ください。ページ数がなく、見づらくなって申し訳ございません。

この規則改正につきましては、平成28年度現在、白井市学習等供用施設については、市が直営で運営を行っておりますので、そのための規則が制定されております。平成29年4月1日から、指定管理者による管理運営となることから、規則の全部を改正するものでございます。

それでは簡単に、条文について説明をさせていただきたいと思っております。

第1条につきましては、趣旨を記載しております。この規則は、白井市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする事となっております。

第2条につきましては、利用の手続でございます。施設の利用許可を受けようとする者は、利用日の属する月の2月前の月の18日から利用日まで許可申請書を指定管理者に申請しなければなら

いということ、指定管理者は、利用料金が納付されたとき、利用許可書を申請者に交付するという  
ことを定めております。

第3条につきましては、利用許可の取消しということで、利用許可を取り消した場合の通知の関係を  
定めております。

第4条につきましては、指定管理者の指定の申請ということで、指定管理者の指定の申請書の様式  
であるとか、提出書類関係を定めております。第2項では事業計画に関わる内容です。第3項につい  
ては、事業計画に係る添付書類を定めております。

第5条につきましては、指定の通知等を定めております。指定の通知について、通知する様式等を  
定めております。

第6条につきましては、開館時間及び休館日の変更等ということで、指定管理者が開館時間または  
休館日の変更を行うときは、白井市学習等供用施設の開館時間変更等承認申請書により、教育委員会  
の承認を受けなければならないということで定めております。

附則といたしまして、この規則は、平成29年4月1日から施行します。

2枚目の裏面から5枚目の裏面につきましては、各申請書等の様式を定めております。

次に、後ろから2枚目の資料の裏面をご覧くださいと思います。

これは、白井市教育委員会公印規則及び白井市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則で  
ございます。こちら、白井市学習等供用施設の指定管理者の移行に伴いまして、所要の改正を行うも  
のです。

白井市教育委員会公印規則の一部改正ということで、白井市教育委員会公印規則の一部を次のよ  
うに改正するものです。

新旧対照表が資料の最終部分に記載しておりますので、併せてご覧ください。

改正内容としては、別表第1中、10の白井市学習等供用施設長印、11の白井市視聴覚ライブラ  
リー所長印、12の白井市青少年女性センター長印、こちらを10は白井市学習等供用施設長印とい  
うことで、一番右側の欄が、所長から生涯学習課長に改めます。11番の白井市視聴覚ライブラ  
リー所長印を削除します。12の白井市青少年女性センター長印を、センター長から生涯学習課長に改め  
ます。

別表第2中、11白井市視聴覚ライブラリー所長之印ということで印影がございますけど、こちら  
を削除します。視聴覚ライブラリーの部分と青少年女性センターの部分につきましては、本来であ  
れば、先に改正をしておくところがございますけど、こちらの整理をしていなかったものですから、今  
回、併せて整理をさせていただくものでございます。

次に、右側のページになりますけど、白井市教育委員会行政組織規則の一部改正でございます。こ  
れは、第2条、白井市教育委員会行政組織規則の一部を次のように改正するというので、第17条  
第4号を削る。これは白井市学習等供用施設を削除するものです。

第23条を次のように改めるとということで、第23条を削除します。これは指定管理者が管理運営  
をするため、こちらは削除することとなります。

別表第1、教育部の項、生涯学習課の目、社会教育班の節中「(17)課の庶務に関すること。」  
を「(17)学習等供用施設に関すること。(18)課の庶務に関すること。」に改めるものでござ  
います。学習等供用施設に関しては、指定管理者制度に移行しますが、生涯学習課の社会教育班の

事務ということで、このように改めるものでございます。

別表第2中、「第23条第1項」を削り、同表学習等供用施設の項を削るものです。こちらは、第23条を削除しますので、併せて削ることとなるものです。

附則としまして、この規則は、平成29年4月1日から施行します。

以上でございます。

○井上教育長 ありがとうございます。

このことにつきまして、ご質問等がありますか。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第4号についてお諮りします。

議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 議案第4号は原案のとおり決定します。

---

○議案第5号 白井市学習等供用施設の指定管理に伴う関係規程の整理に関する訓令の  
制定について

○井上教育長 議案第5号「白井市学習等供用施設の指定管理に伴う関係規程の整理に関する訓令の制定について」、説明をお願いします。

○鈴木生涯学習課長 議案第5号「白井市学習等供用施設の指定管理に伴う関係規程の整理に関する訓令の制定について」、ご説明いたします。

提案理由でございますが、本案は、白井市学習等供用施設が平成29年4月1日から指定管理者に管理運営が変更になることに伴い、規程の一部を改正するものでございます。

裏面をお開きいただきたいと思います。併せて新旧対照表もご覧ください。

白井市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令。白井市教育委員会処務規程の一部を次のように改正するというので、別表中の一般事項の「庁議」を「行政経営戦略会議」に改めます。市長部局では、4月から庁議を行政経営戦略会議に変更しますので、併せてこちらも改めるものです。

3生涯学習課に関する事項でございますけど、複合センターの管理運営に関するもの下に、学習等供用施設の管理運営に関するものを追加して改めます。

5教育機関に関する事項でございますけど、視聴覚ライブラリー及び学習等供用施設を削るものです。こちらは指定管理者に移行することと、視聴覚ライブラリーは本来であれば、既に改正しておくべきではありましたが、今回、併せて規程の改正をするものです。

附則としまして、この訓令は、平成29年4月1日から施行します。

以上でございます。

○井上教育長 ありがとうございます。

このことにつきまして、ご質問等がありますか。

細かいことですが、規程と規則は同じという考え方でいいですか。題名は、関係規程の整理に関する訓令です。実際に制定しているのは、処務規程ですけど。

○染谷教育部長 いろいろな呼び方があるって、市では最上位の決まりごとと申しますか、条例から始まって、条例、規則、規程、要綱等があります。その条例とは別のところで、規則とか、あるいは規

程とかを定めています。これらは、全て呼び方は違いますが、全て市の定める法令として、一括しての対応となりますので、規則とか、そういったものよりも弱いというようなことはなく、あくまで市が定める条例等の一括した中で捉えております。

○井上教育長 同じということでもよろしいですね。わかりました。

ほかにございますか。

それでは、お諮りします。

議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 議案第5号は原案のとおり決定します。

それでは、ここで休憩にしたいと思いますけど、よろしいですか。

再開時間は、午後3時30分をお願いします。

---

午後3時15分 休 憩

午後3時30分 再 開

---

○議案第6号 白井市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

○井上教育長 これより、会議を再開し、議案第6号「白井市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」、説明をお願いします。

○小野学校教育課長 議案第6号「白井市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」、ご説明いたします。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が、平成29年1月1日付けで改正されたことに伴い、育児休業等の取扱いについて、これは平成4年3月30日付け教高第269号千葉県教育委員会教育長通知というものですが、この一部を改正することにより、所要の改正をするものです。

まず、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正について、簡単に説明をさせていただきます。

改正の内容は、育児休業等の対象となる子の範囲を見直すものです。育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の看護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等が加えられました。

次に、改正に伴いまして、白井市立学校職員服務規程の改正内容に移ります。

資料を用いて、説明した方がわかりやすいと思いますので、3ページをご覧ください。

なお、改正により変更される部分には下線を付しています。3ページ、第10条の3中、続柄の次に、（当該子が育児休業法第2条第1項において、子に含まれるものとされる者に該当する場合にあっては、その事実。）を加えます。

続いて、資料の5ページをご覧ください。

別記第10号様式の5及び6ページの第10号様式の5の2中の続柄の次に、「等」。そして、4請求期間、注の下の方にございますが、4の請求期間欄の次に、「に」を加える。

7ページに移りまして、別記第10号様式の6中、チェックを入れる四角がたくさんありますが、右側の旧のものと左側の新のもので対比してご覧ください。四角のチェック欄、1個目、2個目、3個目については変更ございません。旧の4個目のチェック欄、育児休業等に係る子と離縁した（養子

縁組の取消しを含む)。これが新では、チェック欄が二つに分かれておりまして、育児休業等に係る子と離縁した。その下に新しく、育児休業等に係る子と養子縁組が取り消されたという項目が加わっております。

旧のチェック欄の五つ目については、新でも同じです。新の5番目のチェック欄の次に新たに6番目として、育児休業等に係る子についての民法（明治29年法律第89号）817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したという項目が加わっております。今のチェック欄の6の部分が、先ほど最初に説明した育児休業法の改正の部分の特別養子縁組の看護期間中の子という部分に該当する項目です。

もう一度7ページですが、チェック欄の7個目が新しく加わっております。育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定による措置が解除された。この部分が育児休業法の変更の養子縁組里親に委託されている子に関する項目ということになっております。

続いて、変更の部分ですが、7ページの表中の2番、旧は届出事由発生日となっておりますが、新では届出の事由が発生した日という文言に変わっております。

資料の8ページをご覧ください。

別記第10号様式の7中の続柄の次に、「等」を加えます。

最後に、資料の9ページでございます。

別記第10号様式の8中の続柄の次に、「等」を加え、さらに、これは9ページの下の注の部分になりますが、旧では2、3、4と三項目がありましたが、そのうちの2番目の項目が、新では削除され、繰り上がりで3が2に、4が3ということで番号が変更されております。

資料の2ページに戻っていただき、附則でございますが、この訓令は、公示の日から施行します。

説明は、以上でございます。

○井上教育長 ありがとうございます。

議案第6号につきまして、ご質問等がありますか。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第6号についてお諮りします。

議案第6号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 議案第6号は原案のとおり決定します。

---

○議案第7号 白井市教育委員会バス「教育号」運行規程を廃止する訓令の制定について

○井上教育長 議案第7号「白井市教育委員会バス「教育号」運行規程を廃止する訓令の制定について」、説明をお願いします。

○染谷教育部長 議案第7号「白井市教育委員会バス「教育号」運行規程を廃止する訓令の制定について」、ご説明いたします。

本案につきましては、教育号の運行を廃止するため、訓令を廃止するものです。教育号の運行の廃止につきましては、本年3月31日としております。

裏面をご覧ください。

白井市教育委員会バス「教育号」運行規程を廃止する訓令。白井市教育委員会バス「教育号」運行規程は廃止する。

附則としまして、この訓令は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○井上教育長 ありがとうございます。

議案第7号について、ご質問等がありますか。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第7号についてお諮りします。

議案第7号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 議案第7号は原案のとおり決定します。

---

○議案第8号 白井市文化団体協議会の主催事業に係る文化会館の予約及び施設使用料の取り扱いについて

○井上教育長 議案第8号「白井市文化団体協議会の主催事業に係る文化会館の予約及び施設使用料の取り扱いについて」、説明をお願いします。

○小松教育部参事 議案第8号「白井市文化団体協議会の主催事業に係る文化会館の予約及び施設使用料の取り扱いについて」、ご説明いたします。

本案は、白井市文化団体協議会の主催事業に係る文化会館の予約及び施設使用料の減免の取り扱いについての期限が平成28年度をもって終了するため、次年度も同様の取り扱いといたし、提案するものでございます。

裏面をご覧くださいと思います。

白井市文化団体協議会の主催事業に係る文化会館の予約及び施設使用料の取り扱いについて。

1、文化芸術振興に資する公益的事業と認められ、白井市文化団体協議会補助金交付要綱第2条の補助対象事業で、広く市民の参加及び文化芸術の理解、啓発につながることを期待される事業は、白井市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の減免規定に基づき、これまでどおり優先予約及び使用料の減免を行うものとするものです。2では、補助対象事業以外のものについては、一般的な取り扱いを適用するとしております。3は適用期限で、平成29年度中に使用料・手数料について、減免規定を含めた見直しを予定しているため、この延長期間につきましては、平成29年度1年間とするものです。

参考資料として、白井市文化団体協議会補助金交付要綱の抜粋、文化団体協議会補助対象事業予定表等を添付しております。

以上で、説明を終わります。

○井上教育長 ありがとうございます。

議案第8号について、ご質問等がありますか。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第8号についてお諮りします。

議案第8号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 議案第8号は原案のとおり決定します。

---

○議案第9号 平成29年度公立小学校における少人数学級の対応について

○井上教育長 議案第9号「平成29年度公立小学校における少人数学級の対応について」、説明をお願いします。

○小野学校教育課長 議案第9号「平成29年度公立小学校における少人数学級の対応について」、ご説明いたします。

本案は、平成29年度公立小学校における学級編制について、千葉県教育委員会の学級編制基準の弾力的な運用に基づき、新たに小学校3年生において、35人学級編制を選択したいので、提案するものでございます。

資料の1ページをご覧ください。

1に記載しているとおり、現在の学級編制基準は、国では小学校1年生のみが35人となっているほかは、小学校2年生から中学校3年生までは全て40人となっております。千葉県では、国の学級編制基準をさらに弾力的に運用し、小学校2年生と中学校1年生においても35人とし、その他の学年については、38人としております。

1ページ中段の2をご覧ください。

平成29年度から千葉県においては、小学校3年生においても、35人学級編制を選択することが可能となります。

2ページをご覧ください。

市内では白井第三小学校と池の上小学校が、新3年生35人学級編制の対象となります。白井第三小学校では、これまでの基準であれば3クラスだったものが、新しい基準では4クラスに、池の上小学校では、2クラスだったものが3クラスになります。これにより、一クラス当たりの児童数を少なくした少人数指導が可能となり、よりきめ細やかな指導が期待されます。

説明は以上でございます。

○井上教育長 ありがとうございます。

議案第9号について、ご質問等がありましたらお願いします。

○石亀委員 対象校は白井第三小学校、池の上小学校となっておりますが、この2校が該当するという事で受け止めてもいいですか。それとも、教室数の関係もあるので、本当は対象にしたい学年はあるけど、教室数の関係で取り入れることができないという事情はありますか。

○小野学校教育課長 教室の数とか、そういう問題はございません。学年に在籍する児童数の問題で、35人で一つのクラスを編制できる、もし36人一つの学年に子供がいた場合には、それを半分ですかね、18人と18人の二クラスに編制ができるということになります。

これまで、3年生は38人が一クラスだったので、児童数が36人の場合は、36人で一クラスにするしかなかった訳ですけど、今度は35人で一クラスという、人数が3人減りましたので、36人目の子をもって18人、18人の二クラスに編制ができるということで、千葉県の学級編制基準が変わりました。ちょうど、その35人、36人の境目に児童数がなっていたという学校が、白井第三小学校と池の上小学校の2校だけということです。

○井上教育長 該当になった小学校は、全部行うということですね。

よろしいですか。

○石亀委員 はい。わかりました。

○井上教育長 ほかによろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第9号についてお諮りします。

議案第9号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 議案第9号は原案のとおり決定します。

---

○報告第1号 平成28年度教育費補正予算（第5回）について

○井上教育長 次に、報告事項に移ります。

報告第1号「平成28年度教育費補正予算（第5回）について」、説明をお願いします。

○染谷教育部長 報告第1号「平成28年度教育費補正予算（第5回）について」、ご説明いたします。

本案は、前回の教育委員会会議において審議した案件について、補正額が確定しましたので報告をするものでございます。

裏面の1ページをご覧ください。

平成28年度3月補正予算一覧でございます。教育部各課の補正予算の概要となっており、今回要求しました補正要求額については、総務部財政課と協議の結果、全て了承されたことから、一覧表にありますとおりとなっています。一般会計の歳出につきましては、1件で330万8,000円を減額し、歳入については、補正額の予算要求はございません。

次に、学校給食共同調理場事業特別会計の歳出につきましては、補正額の予算要求はございません。

歳入につきましては、2件で、一般会計繰入金を68万4,000円減額し、繰越金を68万4,000円増額し、調整するものでございます。

なお、今回の補正予算につきましては、平成28年度白井市一般会計補正予算（第6号）及び平成28年度白井市学校給食共同調理場事業特別会計補正予算（第4号）として、それぞれ2月15日に開催されました平成29年第1回市議会定例会に議案として提出されています。

以上で説明を終わります。

○井上教育長 ありがとうございます。

このことにつきまして、ご質問等がありますか。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、報告第1号について終わります。

---

○報告第2号 平成29年度教育費当初予算について

○井上教育長 報告第2号「平成29年度教育費当初予算について」、説明をお願いします。

○染谷教育部長 報告第2号「平成29年度教育費当初予算について」、ご説明いたします。

本案は、前回の教育委員会会議において、審議した案件について、当初予算が確定しましたので報

告をするものでございます。

1 ページをご覧ください。

平成29年度教育費当初予算一覧でございます。こちらは教育部各課の当初予算一覧となっており、今回要求しました平成29年度当初予算要求額については、総務部財政課と協議の結果、全て了承されたことから、一覧表にありますとおりとなっています。

一般会計の歳出につきましては、教育総務課から文化センターまでの合計として、合計①をご覧ください。平成29年度当初予算要求額と平成29年度当初予算確定額は、13億3,391万2,000円で同額となっています。

学校給食共同調理場事業特別会計の歳出につきましては、学校給食共同調理場の合計として、合計②をご覧ください。平成29年度当初予算要求額と平成29年度当初予算確定額は、5億3,712万9,000円で同額となっています。

一般会計及び学校給食共同調理場事業特別会計の合計額としては、平成29年度当初予算要求額と平成29年度当初予算確定額は、18億7,104万1,000円で同額となっています。

一般会計の歳入につきましては、教育総務課から文化センターまでの合計として、合計①をご覧ください。平成29年度当初予算要求額と平成29年度当初予算確定額は、6,476万9,000円で同額となっています。

学校給食共同調理場事業特別会計の歳入につきましては、学校給食共同調理場の合計として、合計②をご覧ください。平成29年度当初予算要求額と平成29年度当初予算確定額は、5億7,361万円で同額となっています。

一般会計及び学校給食共同調理場事業特別会計の総合計としましては、平成29年度当初予算要求額と平成29年度当初予算確定額は、6億3,837万9,000円で同額となっています。

2 ページ以降につきましては、各課の平成29年度当初予算要求額と平成29年度当初予算確定額となっておりますが、変更等はありませんでしたので、説明を省略させていただきます。

なお、今回の教育費当初予算につきましては、平成29年度白井市一般会計予算及び平成29年度白井市学校給食共同調理場事業特別会計予算として、それぞれ2月15日に開催されました平成29年第1回市議会定例会に議案として提出されています。

以上で説明を終わります。

○井上教育長 ありがとうございます。

それでは、報告第2号について、ご質問等がありましたらお願いします。

○石亀委員 全体として、教育に関わる予算と生涯学習に関わる予算と文化関係に関わる予算の全体の割合というのは、どの位になっているのかということが知りたいと思います。バランス関係を知りたいです。

○染谷教育部長 全体のバランスということですが、資料の1ページに各課の予算要求額が合計として載っています。ここでは率を出していないので、例年とさほど変更はないですが、今回、変更の一番大きかったのは教育総務課の予算になっています。これは大山口中学校の増築と改修、これが約1億1,000万です。それから、七次台小学校の増築と改修の設計費、これが約1,200万です。合わせて、これだけで約1億2,200万円の増になっています。

前回の会議でも、具体的なところは説明しましたが、部活の支援として寄附金をいただきました

たので、その寄附金を充当して、備品購入費や修繕費などを計上しています。

そのほか、防犯対策として、各学校にキーポストを設置することにしました。これは、教職員が鍵等を含んだものを盗難等に遭うという事件が発生しまして、学校の鍵も紛失したものですから、防犯上、大変危惧されたことがありました。この対応として、教職員に常時キーを持たせないということが一つ、教職員の負担軽減にもなりますし、防犯対策の徹底ということもできます。各学校の玄関のところに、これはなかなか壊れないようなものをつくってありますけれど、キーポストということでは鍵が2個位入るもので、最後に退校した先生がロックをした後、そのキーをポストの中に入れるものです。そのポストについては、4桁のナンバーで開けられるようになっていきますので、各先生がナンバーを覚えていれば、緊急時に来たとき、あるいは朝来たときに鍵を取り出して使えるというポストを設置することで、そういったところも新たに予算を計上しています。

割合というのが、なかなか出せないけれど、そのほか、各課で具体的に主な増額と減額になったところを順番に説明させていただきます。

**○小野学校教育課長** 今、割合について計算しました。1ページの資料にある平成29年度教育費当初予算一覧の歳出の部分で、一般会計のところだけです。総額が13億3,391万2,000円で計算しております。教育総務課が40.6%、学校教育課と教育センター室を一緒にしたものが27.8%、富士センターがなくなっておりますので、生涯学習課が13.9%、文化課と文化センターを合わせたものが17.7%で、合計100%になります。

学校教育課、教育センター室において、平成28年度に比べて、大きく増減のあったものにつきましては、一つが資料の4ページ、学校運営支援に要する経費で、これが912万1,000円で予算は確定しておりますが、昨年度に比べますと700万7,000円の減です。かなり大きく減っていることとなります。これは、前回の会議のときに説明をしたとは思いますが、学校支援アドバイザーが、平成29年度については2名から1名に減じられるという予定があることと、あと、平成27年度に中学校の教科書が改訂され、平成28年度については新しい教科書と教科書の指導書、これを教員用に購入していた訳ですけど、平成29年度は改訂がありませんので、教科書購入に係る費用がないことです。この2点が、大きな減額の理由でございます。

それと、4ページの4番のところ、補助教員配置事業、4,698万3,000円が確定額になっておりますが、これも平成28年度と比べますと489万5,000円の減になっております。補助教員の配置数については、平成28年度と平成29年度は変わりないですが、実際に予算計上の段階で、平成28年度は多めに費用を計上していたということでございます。実際の配置する数に見合った形で、予算計上を見直した結果、減額になっており、実際の補助教員の数が減っているということではございません。

あと、大幅に増額したもので一つ挙げますと、6番、教育の情報化推進事業でございます。これは、9,169万5,000円を確定額としていますが、前年度比830万円の増となっております。これは、平成22年に購入し使用していた中学校パソコン教室の機器を新規の賃貸契約を結ぶということで、機器の入れ替えがありますので、予算も多くなっているものです。

学校教育課関係の主な部分については、以上でございます。

**○鈴木生涯学習課長** 生涯学習課、7ページになります。その中で、増額の割合が大きかったところですけど、1番、複合センター施設の維持管理に要する経費、前年度比では88万2,000円の増

額となっております。主な増額要因ですけど、各センターの修繕費用とか備品購入費とかを計上しておりますけど、駅前センターの外壁、桜台センターの窓枠、こちらの改修工事費を計上しております。それと、各センターに椅子、机を設置してございますけど、各センターで老朽化をしました、主に机、椅子の買い替えのための備品購入費を計上しておりますので、前年度比では88万2,000円の増額となっております。これが大きく増額となったところでございます。

あと、減額をしているところで、金額はさほど大きくありませんけど、3番でニート・ひきこもり対策事業です。これは、10万9,000円ほど減額をして、前年度からはかなり減額がされております。前回、これは説明しましたので、詳細は省略させていただきたいと思います。

それから、放課後子ども教室の関係ですけど、6番で前年度比79万4,000円の減額となっております。これは、実行委員やコーディネーター、安全管理員のスタッフの方々の事業に関わっている時間等について、もう一回精査し、前年度予算と比較して、実際に実動していただいた時間等を加味して、予算を計上している部分です。それから、安全管理員の謝礼金につきまして、時間単価はコーディネーターと一緒に金額になっていたところですけど、他のところと比較をしまして、こちらの見直しを行い、金額を減額して、トータルでは79万4,000円の減額となっております。

8ページですけど、19番の社会体育施設管理運営に要する経費につきましては、前年度との比較では65万5,000円の減額となっております。これは、前年度に行いました富士南園広場のネットフェンス改修工事が終わりましたので、予算の計上がないこと、あと、テニスコートとか、競技広場とか、そういうところの予約システムですが、昨年度は初期導入ということでの経費がございましたが、これが終了したということ、あと、富士南園広場での剪定とか、競技広場の照明塔、こちらの保守点検を隔年で実施しておりますので、そういうところがなくなったことによって、トータルでは前年度比65万5,000円の減額となっております。

それから増額の部分ですけど、9ページ、23番の市民プール管理運営に要する経費につきましては、市民プールのスライダーの老朽化が進んでいるということで、改修工事に向けて、市民プールスライダー改修実施設計委託料を予算計上しましたので、前年度と比べますと66万3,000円の増額となっております。この市民プールのアドベンチャースライダーですけど、これは平成29年度前半に設計を行い、目標としては、その設計を基に平成29年度中に補正予算を計上して、平成29年度中に改修工事に向けて取り組んでいきたいと思います。

生涯学習課の主な部分については、以上でございます。

**○小松教育部参事** 文化課所管分ですけど、資料の10ページです。諸経費の文化課事業、文化財関係、文化を支える人材関係ですけど、これについては、毎年、事業費もあまり多くないので、大体同じような事業形態で、事業費も13万円ほど増えていますけど、ほぼ同様でございます。

11ページの文化センター関係ですけど、基本的には概ね経費節減ということで、減になっていきます。1番、文化センター管理運営に要する経費です。施設全体の電気料とか、施設の管理委託が主で、約1億1,300万円ということですが、こちらが前年度比400万円位の減額となっております。主に、脇の増減理由に書いてありますけど、工事費関係で、去年が電話設備改修で500万円とか、大ホールの時計改修で100万円とか、600万円位の工事費を計上していましたが、今年が直流電源の委託ということで200万円位、その差額が400万円位の減という形になっております。

あと、2番、3番、4番では図書館関係の経費ですけど、これは3事業で合わせて、約1,000

万円の減額になっております。主な要因につきましては、窓口を委託しておりますパートさんの賃金関係ですが、これまで3番の理由で書いてありますけど、25名でやっていたところを20名で実施するということで、こちらで概ね500万円の減です。続きまして、4番、備品購入費で図書の購入経費ですけど、冊数をちょっと抑えてということで、こちらの備品購入費が300万円位で、合わせて900万円程度の減です。

9番、10番では文化会館経費ですけど、こちらでは、9番の増額理由で、工事費（音響調整卓）と書いてございますが、大ホールの音響調整卓の不具合がありまして、こちらの工事費を計上したことによりまして、300万円程度増額しています。

説明は以上でございます。

○井上教育長 ありがとうございます。

それでは、ご質問等がありますか。

○石亀委員 もう一つお願いします。これも伺っていたら、本当に申し訳ないですけど、教育センター室関係の費用、学校教育関係でひとくくりにしていいのかどうか、ちょっとわかりませんが、教職員の研修関係です。市役所の改修ということもあって、場所の都合もあると伺ったと思いますけど、研修は減るといふ、先生方のための研修については、今後、どういう方向で考えていらっしゃるのかということと、もう一つは、学校の消耗品費です。消耗品費等が減っているということだと思っておりますが、実際、学校現場の様子として困っているとか、生の声があったら、参考までに聞かせていただきたいと思っております。以上、2点お願いします。

○小野学校教育課長 まず、教職員の研修からお答えいたします。

研修につきましては、教育センター室の予算で計上されている訳ですけど、具体的な金額を申し上げますと、平成28年度が29万1,000円、平成29年度は確定したものは20万3,000円ですので、8万8,000円の減です。前年度比69.8%ということで減じられております。ただ、これは研修そのものの数が69.8%に減ずるという意味ではございません。外部から講師を呼んで研修を行うことが、これまでの主流ですけど、講師料金が発生しない講師を用いての研修を数多く、平成29年度からは実施していく計画で進めております。講師料が発生しない講師というのを具体的に申しますと、市内14校の校長先生方、あるいは市内に運動関係でマイスターという資格をとっている者、あるいはその資格を目指している者です。各個人が国や県の研修を受けて、非常に高いスキルを持ってきたものが、これまで自分の中だけに留まっているという傾向がどうしても強かった訳ですけど、そういう素晴らしい力、資質を高めてこられた先生方を市の夏季研修で講師として採用することで、市内の全先生方にスキルアップを図っていただくということを考えております。

確かに市役所の改修があって、来年度は中ホールが使えないとか、会議室等も非常に少なくなって、研修で使いにくくなっているということもございますが、その分、夏の研修、少々先生方に厳しいところもお願いすることになります。各小中学校の会議室、あるいはエアコンが入るコンピュータ室、そういったところを使わせていただき、研修をする予定で進めておりますので、研修講座の回数は、平成28年度と比べて、平成29年度は大きく減ることにはならないと考えております。

研修については、以上でございます。

○染谷教育部長 学校の消耗品費関係ですけど、毎年、予算の総額が削られていく中で、各学校の児童生徒数に応じて配分をしております。倍の児童生徒数があるから倍額になるのかということ、なか

なかそうはいかない状況で、児童生徒数が多い学校ほど困っているのかなと思います。

ただ、使い方をもう少しうまくやっていただければ、計画的な支出に心がけて欲しいということで毎年お願いしますが、3月になって駆け込みでいろいろなものを買っているという実態もあります。

これは毎年、監査委員からご指摘をいただいて、改善するよにということですよ。実は今年度も、既にそういう指摘を受けております。

来年度については、各学校の予算配分について、従来どおり行いますけれど、総額の1割位は教育総務課で一括管理をして、年度末になって、どうしても必要な部分が出てきた学校に優先的に配分していくという形に改めていこうかなと思います。駆け込みで買ってしまふ学校もありますし、足りなくて次年度まで待つという学校もあるので、来年度は運用の仕方を少し検討して、駆け込みで使ったり、あるいは足りなくなつて困っている学校がないように、教育総務課で一部分については管理をしていこうと考えております。

一番大きいのは、印刷機とか、コピー機のトナーとか、印刷用のインクですね、それと用紙が一番大きいです。そこについては、来年度はコピー機、印刷機については、増額をして対応するように予算計上はしております。ただ、全体の消耗品費が減額になっている中ですので、先ほど言いましたように運用の仕方をうまくやって、各学校において困らないような状態の措置をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○井上教育長 ほかにございますか。

○高城委員 24番の生涯学習課の件ですけど、放射能対策事業に要する経費です。これは変わりなく予算を計上しているようですけど、月日が経つにつれ、だんだん放射能の不安なども薄れていくというか、まだ不安を持っている保護者は結構いると思いますので、この予算を維持して、定期的に測定していただければと思います。

○井上教育長 ほかにございますか。

よろしいですか。またありましたら、別の機会にでも言っていただければと思います。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、報告第2号について終わります。

---

【非公開案件】 ○報告第3号 準要保護児童・生徒の認定について

---

○その他

○井上教育長 その他、何かありましたらお願いします。

○染谷教育部長 これから資料をお配りしますが、先ほど議案第1号でありました議事の進行の割振りというか、今から年間割振り表をお配りしますので、これでいいのかどうか、確認をしていただきたいと思ひます。

その後、来月の定例会までの間に、来年1年間の定例会及び臨時会の日程は調整をさせていただきます。現時点で分かる範囲ということで、その都度、変更の理由が発生したときにご連絡いただければと思ひます。

ここで、日程表も配りますので、後ほど確認をしていただいて、都合が悪いときがありましたら、

ご連絡いただければと思います。

お配りしました案でよろしければ、これで進めさせていただきます。都合が悪いようであれば、変更させていただくということです。今月、臨時会が23日に予定をしておりますので、そのときに確認できたものをご連絡いただければ、再度調整をさせていただきます。

○井上教育長 どうぞ見てください。3回ずつと平等になっておりました。あとは順番の問題だけだと思います。

○石亀委員 もし万が一、病欠とかそういう場合は。

○染谷教育部長 そのときは教育長にお願いします。

○井上教育長 全然、問題ないです。心配されなくていいです。何とでもなります。

○石亀委員 私は、さんざんやりましたので。ローテーションは別に。

○染谷教育部長 定例会の日程ですけれど、実は、毎月第1火曜日というのが、市の政策会議があります。来年度から、それに替わる会議ができますが、第1火曜日という案があって、それは教育委員会会議で抑えてありますので、変更してくださいということで、そちらが水曜日に動きましたので、基本的には今お配りしたパターンはこれをお願いしたいと思います。

これは、議会にも、議会の開催日とかち合わないよう事前に調整をしております。それと、今回から校長会議及び教頭会議とも合わないよう調整していますので、がちがちに日程が固められていますけれど、その中で日程変更がありましたら、早めをお願いしたいということでございます。

次回の臨時会までの間に、ご連絡いただければと思います。

○井上教育長 融通は利きますので、よろしくお願いします。

ほかにありますか。

なければ、本日の会議は終了します。

次回は臨時会として、3月23日、木曜日、午後2時からでございます。

お疲れさまでした。

午後4時30分 閉 会